

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コートジボワール	食糧援助に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	530,000千円 H22.4.30まで	H21.4.15 アビジヤ ンで (同日)	日本側 岡村善文在コートジボワール大使 コートジボワール側 ユスフ・バカヨコ外務大臣	H21.5.7 274号
コートジボワール	食糧援助に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	540,000千円 H22.11.30まで	H21.11.26 アビジヤ ンで (同日)	日本側 岡村善文在コートジボワール大使 コートジボワール側 ユスフ・バカヨコ外務大臣	H21.12.10 562号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。